

事 務 連 絡
令和 2 年 1 1 月 2 日

各位

京 都 市 都 市 計 画 局
建 築 指 導 部 建 築 審 査 課

非常用の進入口に代わる開口部の取扱いについて

平素は、本市の建築行政に御理解と御協力を賜りありがとうございます。

今般、非常用の進入口にかわる開口部について、本市の「消防用設備等の運用基準」の改定を受け、下記の通り取り扱うことといたしますので、御留意ください。

記

- 1 建築基準法施行令第126条の6に規定される、非常用の進入口にかわる開口部については、本市の「消防用設備等の運用基準」、「基準4 避難上又は消火活動上有効な開口部の取扱いに関する基準」、「第4-1表」において「規則第5条の3第2項第3号の規定に適合する開口部として取り扱うことができるもの」を使用することができることとします。

なお、京都市建築法令実務ハンドブック「解釈編4-9非常用の進入口」の取扱いも引き続き採用することが可能です。

- 2 上記の取扱いは、令和2年11月4日から運用します。